

会費及び登録費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条第1項に定める正会員、競技会参加会員、支援会員及び賛助会員が支払う会費及び強化指定選手、育成選手又は専門スタッフに選定された正会員、競技会参加会員、支援会員が定款第9条第2項に基づき支払う各登録費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第9条第1項に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

会費 個人 10,000円
団体 10,000円＋団体構成人数×8,000円

(2) 競技会参加会員

会費 個人 5,000円
団体 10,000円＋団体構成人数×4,000円

(3) 支援会員

会費 個人 5,000円
団体 10,000円＋団体構成人数×4,000円

(4) 賛助会員

会費 個人 3,000円
団体 3,000円＋団体構成人数×2,000円

2 事業年度の途中で入会する場合も正会員又は賛助会員のその事業年度の会費を納めるものとする。

(登録費)

第3条 定款第9条第2項に規定する登録費は、次に掲げるところによる

登録費 指定選手登録費 15,000円
育成選手登録費 13,000円
専門スタッフ登録費 5,000円

(会費等の納入)

第4条 この法人に入会した正会員、競技会参加会員、支援会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費として4月末日までにこの法人所定の方法により納入することを原則とし、遅くとも6月末日までに納めなければならない。登録費の納入も同様とする。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第5条 正会員、競技会参加会員、支援会員及び賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員、競技会参加会員、支援会員及び賛助会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事（理事長）が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年6月3日改定

平成31年3月24日改定

令和 2年3月22日改定